

令和8年7月21日
東京都財務局

工事受注者の皆様へ

積算基準（建築工事編）における
中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

工事受注者の皆様におかれましては、日頃から財務局の事業執行につきまして御協力をいただきありがとうございます。

今般の中東情勢を踏まえ、工事受注者の皆様が、安心して施工できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる経費を設計変更により計上する運用を導入いたします。

別紙に該当する場合は、設計変更について協議を行うことができますのでお知らせします。

【問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課建築技術担当

03-5321-1111

（内線 27-644）

1 対象資材

対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定しているが、これによりがたい場合は監督員と協議する。

なお、受注者が既に購入した対象資材についても、協議することができる。

2 対象経費

対象経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

（１）対象資材の代替資材を調達した場合

（２）設計図書どおりの対象資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

3 積算方法

（１）設計変更を行う対象数量

工事設計内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

（２）設計変更に用いる材料単価

受注者から提出された証明書類（調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等）に記載された購入価格を使用する。

4 その他

詳細は東京都財務局ホームページを参照してください。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/chuto-josei-henkou>